

荒天時（気象警報等発令時）の対応について

鳥取県立鳥取湖陵高等学校
平成22年9月制定
平成23年6月改定
平成30年9月改定
令和4年1月改定
令和6年1月改定

原則として、以下のとおり、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する。なお、決定内容は、マチコミメール及び本校のホームページにより周知する。

1 対象となる防災気象情報・避難情報等（以下、気象情報等）とする

- (1) 対象地区：「鳥取市北部（または鳥取北部）地区」
- (2) 対象となる気象情報等

1	暴風・大雨・大雪・暴風雪・洪水の警報、または土砂災害警戒情報、大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報が発令されている場合
2	学校所在地を含む地区（湖山地区）に対して、避難情報等の警戒レベル3～5（※）のいずれかが発令されている場合
3	上記以外で、気象条件、JRの運行状況・運行計画等を総合的に判断し、臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※ 警戒レベル3～5：市町村が発令する行動を促す情報のうち、「高齢者等避難」（レベル3）、「避難指示」（レベル4）、「緊急安全確保」（レベル5）

2 生徒の対応

- (1) 午前6時の時点で、対象の気象情報等のいずれかが発令されている場合は、自宅待機する。
- (2) 午前6時から午前9時までに対象の気象情報等が解除された場合は、マチコミメールまたは本校のホームページを確認し、安全を確保して登校する。
- (3) 午前9時の時点で対象の気象情報等が解除されていない場合は臨時休業とする。
ただし、上記（1）の「自宅待機」の場合であっても、JRの運行状況・天候の回復が見込める場合や、学校行事等の特別日程を予定している場合、「登校して授業」の判断もあり得るので、対応について、マチコミメールまたは本校のホームページで必ず確認すること。

3 その他留意点

- (1) 対象の気象情報等が鳥取市北部（または鳥取北部）地区に発令されていないが、居住地には発令されている場合、上記2（1）及び（2）に準ずる。午前9時の時点で居住地の気象情報等が解除されていない場合は、その旨を学校に連絡する。その場合は出席停止扱いとする。
- (2) 午前9時までに対象の気象情報等が解除されても、気象状況、または公共交通機関等の影響により登校が困難な場合、その旨を学校に連絡する。その場合は出席停止扱いとする。
- (3) 休業日に対象の気象情報等が発令された場合、部活動等（検定、模擬試験を除く）は原則中止とする。なお、大会等については顧問の指示に従う。

4 連絡方法について

- (1) 関連の情報源：
 - ①気象庁ホームページ
 - ②鳥取県または市町村からの情報（ホームページ・防災無線放送等）
 - ③テレビ・ラジオ・インターネット等の公共性の高いニュース・情報
 - ④JR西日本列車運行状況等のホームページ
- (2) 学校から生徒保護者への配信方法：①鳥取湖陵高校ホームページ②鳥取湖陵高校マチコミメール
- (3) 生徒保護者から学校への連絡方法：鳥取湖陵高校電話番号（0857-28-0250）
（緊急性がない場合には、原則として午前9時頃にホームページまたはマチコミメールを確認の上、連絡する。）

6時	7時	8時	9時	10時	11時～
措置 1 午前6時の時点で警報が発令中の場合 ⇒「自宅待機」とする			措置 4 午前9時までに警報が解除になった場合 ⇒ ①「登校してSHR後、4限目から授業」を行う。 ②SHRは12時35分に各教室で行う。 ③ただし、通学に利用する公共交通機関が運休等で登校が困難な場合には「自宅待機」とする。 その際は、学校に連絡をすること。		
措置 2 午前6時から午前9時の間に警報が発令された場合 ⇒ ①自宅にいる場合は「自宅待機」 ②登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」あるいは「登校」する。 ③登校した場合は「教員の指示に従う」。					
措置 3 午前9時までに警報が解除されていない場合。 ⇒「臨時休業」とする。					
措置 5 登校後に警報が発令された場合 ⇒安全や交通機関の状況等総合判断をした上で生徒に対応を指示する。					
措置 6 休日に警報が発令された場合 ⇒部活動等で出校する時に警報が発令された場合は、部活動等は原則中止とする。 また、登校後の警報発令等の場合は措置5に準じ顧問の指示に従って行動すること。 なお、大会等については顧問の指示に従うこと。 検定、模擬試験等で天候の悪化が予想される場合は、事前に指示をするのでその指示に従うこと。					